

下記の内容は、昨年度までの車両リース契約に伴う入札の際の質疑回答の抜粋です。  
 (内容について、今回の日程に合わせて一部変更しています。)  
 今回の道路室資産管理用公用軽自動車(バン)リース契約業務にも適用されますので、  
 参考にご確認ください。

No.	質疑内容	回答
1	受注者の不可抗力により納期遅延が発生する可能性がある状況です(半導体工場火災による部品欠品やコロナ禍によるメーカーの生産調整や世界情勢の影響による原材料の調達難など)。受注者の責によらないことが証明できる場合は猶予を頂くことは可能でしょうか。	納期遅延について、その理由が受注者の責めに帰すべきものでないと認められる場合は、必要に応じて発注者受注者協議のうえ、契約期間の変更等を行うものとします。
2	リース開始日から概ね一週間後に納車見込みとなりますが、その間代車提供は必要でしょうか。また、車検時、点検・整備・修理等の間、代車提供は必要ですか。	登録後、その日を含む5日以内(土日祝除く)に納車お願いします。その間の代車提供は不要です。 車検時、点検・整備・修理等の間、代車提供も不要です。
3	点検時の納車引取は必要ですか。	必要です。
4	車検中及び定期点検及び修理中の代車の提供は必要ですか。	不要です。
5	リース満了後は返却ですか。それとも再リースですか。	必要に応じて、再リースする場合があります。
6	契約書が吹田市書式の場合、契約書案の開示をお願いいたします。	別紙契約書案のとおりです。契約書には本件仕様書も添付します。契約締結前に必要に応じて発注者受注者協議により調整するものとします。
7	長期継続契約において翌年度以降の予算が減額または削除された場合において契約変更または契約解除時に賃貸人への損害補填は可能でしょうか。	発注者受注者協議のもと、精算等させていただきますこととなります。

No.	質疑内容	回答
8	<p>契約保証金について。契約保証金の免除となる条件があればご教示ください。</p> <p>契約保証金が必要な場合、いつまでに納付をすればよろしいでしょうか。</p>	<p>公告文第23項記載のとおり免除となる条件はございません。</p> <p>落札後、契約日までに納付してください。</p> <p>なお、契約保証金の代わりに、次に挙げる方法で契約保証を付することもできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券等の担保の提供</li> <li>・当契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する、銀行又は発注者が認める金融機関の保証書の提供</li> <li>・当契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の保険証券の提出</li> </ul>

貸借契約書(案)  
(長期継続契約)

1 件名	道路室資産管理用公用軽自動車 (バン) リース契約
2 場所	吹田市佐竹台1丁目6番3号
3 貸借期間	令和 8 年 1 0 月 1 日 から 令和 1 6 年 9 月 3 0 日 まで
4 契約金額 ( 総 額 )	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ●
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 ●
5 契約の保証	※吹田市財務規則に基づき、必要に応じて徴収する旨を記載します。※
6 適用除外条項	※必要に応じて条項を記載します。※

上記の貸借について、発注者 吹田市 (以下「発注者」という。) と、受注者 ●● (以下「受注者」という。) は、次の条項によって貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 6月19日

発注者

吹 田 市

代表者 吹田市長 後 藤 圭 二

受注者

●●

(総則)

- 第1条 受注者は、発注者に対し、別紙仕様書記載の条件を満たす物件（以下「リース物件」という。）を発注者の使用に供するものとして賃貸し、発注者はこれを借り受けるものとする。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者受注者協議して定める。
- 3 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。

(賃貸借期間)

- 第2条 賃貸借期間は、令和8年（2026年）10月1日から令和16年（2034年）9月30日までとする。

(賃貸借料)

- 第3条 前条の賃貸借期間中におけるリース物件の賃貸借料は、次のとおりとする。

- (1) 総額 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）
  - (2) 月額 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）
  - (3) 年度ごとの金額
    - ア 令和8年度 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）
    - イ 令和9年度から令和15年度までの各年度 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）
    - ウ 令和16年度 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）
- 2 契約保証金、賠償金及び違約金等を算定する場合の契約金額の年額相当額は、金〇〇円とする。

(賃貸借料の請求及び支払)

- 第4条 受注者は、発注者の指示する手続に従って、毎月初めに前月分の賃貸借料を発注者に請求するものとする。
- 2 発注者は、当該月分の賃貸借料を、前項の受注者からの適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(契約保証金)

- 第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、第3条第2項に定める金額の100分の10以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第21条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第6条 本契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止及び誓約書等の提出）

第7条 受注者は、原則として賃貸借契約を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 受注者は、前項の規定により再委託の承諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により、申請しなければならない。
- 3 前項の規定による申請を受けた発注者は、その承諾の可否を書面により受注者に通知しなければならない。なお、承諾をしない場合は、当該承諾をしない理由を具体的に記載するものとする。
- 4 再委託の承諾を得た受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、本業務に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 受注者は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 6 受注者は、再委託先が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、その再委託先との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 7 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第18条の3各号に該当する者を再委託先としてはならない。
- 8 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第18条の3各号に該当する者を再委託先としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

9 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には賃貸借契約の内容を変更し、又は賃貸借契約を一時中止することができる。この場合において、賃貸借料又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

(公租公課の変動)

第9条 賃貸借期間中、受注者が負担する当該リース物件に係る自動車税等に著しい変動があった場合は、変動額の負担について発注者受注者協議することができる。

(リース物件の引渡し)

第10条 リース物件の引渡しは、発注者受注者協議の上定める。なお、引渡しに要する費用は受注者の負担とする。

(善管注意業務)

第11条 発注者は、リース物件を善良な管理者の注意義務をもって管理、運行しなければならない。

(点検・整備等の実施及び費用負担)

第12条 受注者はリース物件について、賃貸借期間中、次の各号に掲げる点検・整備等を適時に迅速かつ的確に行うものとする。

- (1) 継続検査(車検)
- (2) 法定点検及び6か月に1回以上のスケジュール点検
- (3) 一般整備・故障修理
- (4) 一般消耗品の交換
- (5) オイル等油脂類の交換
- (6) バッテリー必要個数の交換(バッテリー液を含む。)
- (7) エアコン・クーラーの修理(ガス補充を含む。)
- (8) タイヤの必要本数の交換
- (9) パンク修理

2 受注者はリース物件について、次の各号に掲げる納税・支払等を適時に行うものとする。

- (1) 自動車税の納税
- (2) 自動車重量税の納税
- (3) 自動車損害賠償責任保険への加入
- (4) リサイクル料金の支払
- (5) 登録に関する諸費用の負担

- 3 第2項の点検・整備等は、受注者において、受注者が指定する整備事業者に依頼し、実施するものとする。ただし、緊急の場合には、発注者は受注者に連絡の上、必要な点検・整備等を第三者に依頼して実施することができる。
- 4 第1項及び第2項の実施に係る費用（第1項第1号にあつては法定交換部品代を含む。）は受注者の負担とする。ただし、発注者が受注者の承認なく行った点検・整備等の費用については、発注者がこれを負担する。

（自動車任意保険）

第13条 発注者はリース物件について、賃貸借期間中継続して、自動車保険に別途加入するものとする。

（点検・整備等を実施する場所、車両の引取り・引渡し）

第14条 点検・整備等を実施する場所は、地方運輸局長から指定自動車整備事業の指定を受けた工場のうち、受注者が指定する工場（吹田市内又は吹田市近隣の市区内に所在するものに限る。）とする。ただし、実施すべき点検・整備等が軽微なものである場合には、受注者の指定する整備士を発注者の指定する場所に派遣し、実施することができる。

- 2 点検・整備等の際の車両の引取り・引渡し場所は、発注者の指定する場所とする。

（事故時の報告）

第15条 発注者は、リース物件に事故が発生した場合は、速やかに受注者に連絡するものとする。

（事故時の責任）

第16条 リース物件の運行管理に起因する第三者への損害については、発注者の責任において解決するものとする。ただし、受注者は必要に応じ、発注者に助力して解決にあたるものとする。

（損害賠償）

第17条 発注者又は受注者は、自己の責めに帰すべき理由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は発注者受注者協議して定めるものとする。

（発注者の解除権）

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微

であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由がなく、業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第18条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第19条の規定によらないで契約解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

第18条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 第7条第1項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第18条の4 発注者は、業務が完了するまでの間は、第18条、第18条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

(受注者の解除権)

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議の上、契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により賃貸借契約の内容を変更したため頭書の賃貸借料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって賃貸借契約を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第20条 受注者が、この契約に関して、第18条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、第3条第2項に定める金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、第3条第2項に定める金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第18条、第18条の2、第18条の3又は第18条の4の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金

又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第22条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は賃貸借料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第23条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除するときは、賃貸借料の未済額の支払等について、受注者と協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第24条 受注者及びその従業員（第7条第2項の規定により再委託の承諾を得た場合にあつては、その受託者及び下請負人並びにその従業員を含む。以下同じ。）は、この契約の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 受注者及びその従業員は、この契約が終了した後においても、前項の義務を負担しなければならない。

(補則)

第25条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については発注者受注者協議して定める。